

兵庫県公報

平成30年12月21日 金曜日 第 3065 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
公 告	
○ 入札公告（企画県民部総務課）	4
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	11
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	12
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	15
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	15
正 誤	
○ 平成30年12月4日付け兵庫県公報第3060号中	17

告 示

兵庫県告示第1059号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

古市土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	酒 井 利 孝	篠山市油井669番地
同	小 稲 敏 明	同 市真南条下580番地
同	谷 田 文 之	同 市当野630番地
同	岡 村 直 廣	同 市草野383番地
同	吉 本 正 博	同 市油井468番地
同	森 本 昌 樹	同 市波賀野775番地 1
同	木 下 智 仁	同 市矢代新53番地
同	酒 井 豊	同 市南矢代812番地
同	廣 瀬 英 富	同 市栗栖野461番地 1
同	酒 井 壯 一	同 市真南条中493番地 1
同	丸 本 光 利	三田市藍本371番地

監 事	酒 井 康 秀	篠山市南矢代466番地
同	數 元 博 良	同 市草野534番地 2
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	酒 井 利 孝	篠山市油井669番地
同	小 稲 敏 明	同 市真南条下580番地
同	谷 田 文 之	同 市当野630番地
同	岡 村 直 廣	同 市草野383番地
同	酒 井 涉	同 市油井160番地
同	酒 井 好 浩	同 市波賀野441番地
同	木 下 智 仁	同 市矢代新53番地
同	酒 井 壽 和	同 市南矢代177番地
同	廣 瀬 英 富	同 市栗栖野461番地 1
同	岸 本 恵 一	同 市真南条中623番地
同	川 本 雄 一 郎	三田市藍本393番地
監 事	森 口 和 男	篠山市古森178番地 2
同	馬 場 茂	同 市当野794番地
同	酒 井 壯 一	同 市真南条中493番地 1



兵庫県告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
淡路市郡家字堺ノ瀬1206（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町八千代区大和字北垣内2204の8から2204の11まで、2204の20から2204の22まで、2204の48から2204の50まで、2204の52、2204の53、2204の57、2204の58、2205、2206、2208、2209
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北垣内2204の8・2204の9・2204の20・2204の21（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2204の48、2204の49、2204の57、2204の58、2205、2206、2208、2209

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1062号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29東播位置 0001号	30.11.20	加古郡播磨町北野添2丁目1710番1の一部、 1712番4の一部、1710番1地先里道の一部	4.50	41.95



兵庫県告示第1063号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30中播位置 0008号	30.12.3	たつの市龍野町富永字常心坊306番1の一部	5.00	32.70



兵庫県告示第1064号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30但馬位置 0004号	30.10.31	朝来市和田山町枚田字庄ノ田673番1の一部、 674番1の一部	6.00	34.00

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月21日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県自治研修所ほか17施設で使用する電気
予定数量11,611,753キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出入局管理課 電話（078）341-7711 内線4937

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成30年12月21日（金）から平成31年1月18日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局総務課 担当 津田

電話 (078) 341-7711 内線6056

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月18日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成31年2月8日(金)午前10時から

場所 兵庫県企画県民部企画財政局総務課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成31年2月7日(木)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月6日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札希望金額の100分の108)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成31年1月18日(金)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 11,611,753kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 February 7, 2019 by direct delivery

17:00 February 7, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Tsuda, General Affairs Division, Civil Policy Planning & Administration Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 6056



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつた。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス高畑店

所在地 加古川市平岡町高畑字西ヶ原上ノ段400番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

- 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年7月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,696平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
59台
 - (2) 駐輪場の収容台数
30台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年11月22日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年12月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成31年4月22日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス東浜店  
所在地 赤穂市東浜町93ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年7月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,210平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
45台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
16台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成30年11月22日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年12月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成31年4月22日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパービバホーム伊丹店  
所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 みずほ信託銀行株式会社  
住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
代表者の氏名 飯 盛 徹 夫
- 3 変更事項  
駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
平成31年8月1日
- 5 届出年月日  
平成30年11月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年12月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成31年4月22日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター  
所在地 たつの市龍野町堂本260—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名

イオンリテールストア株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 西松 正 人  
 株式会社イチケン 東京都港区芝浦一丁目1番1号 長谷川 博 之

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称             | 代表者の氏名  |
|----------------|---------|
| イオンリテールストア株式会社 | 岡 崎 双 一 |
| 株式会社イチケン       | 長谷川 博 之 |

## イ 変更後

| 名称             | 代表者の氏名  |
|----------------|---------|
| イオンリテールストア株式会社 | 西 松 正 人 |
| 株式会社イチケン       | 長谷川 博 之 |

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称                | 住所              | 代表者の氏名  |
|-------------------|-----------------|---------|
| イオンリテールストア株式会社    | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡 崎 双 一 |
| 上新電機株式会社          | 大阪市浪速区日本橋西1-6-5 | 中 嶋 克 彦 |
| 株式会社関西ワッツ<br>外19者 | 大阪府守口市土居町6-17   | 平 岡 史 生 |

## イ 変更後

| 名称              | 住所              | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------|---------|
| イオンリテールストア株式会社  | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 西 松 正 人 |
| 上新電機株式会社        | 大阪市浪速区日本橋西1-6-5 | 中 嶋 克 彦 |
| 株式会社セリア<br>外16者 | 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地 | 河 合 映 治 |

## (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## ア 変更前

487台

## イ 変更後

435台

## (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## ア 変更前

入口3箇所 出口2箇所

## イ 変更後

入口2箇所 出口1箇所

## 4 変更年月日

平成31年8月1日ほか

## 5 届出年月日

平成30年11月30日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

## (2) 縦覧期間

平成30年12月21日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成31年4月22日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



### 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

平成30年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 募集人員

5名

#### 2 申込資格

社会人、大学生、大学院生等（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

#### 3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月までの間で選択する。

#### 4 申込手続

##### (1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

ただし、自営の者は不要

##### (2) 申込書類の配布

県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

##### (3) 申込受付開始日

平成31年1月7日（月）

##### (4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の3箇月前の月の15日（土曜日、日曜日及び祝祭日と重なる場合は前日とする。）

（郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。）

##### (5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

#### 5 選考方法

##### (1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日が属する月の2箇月前の月の25日（土曜日、日曜日及び祝祭日と重なる場合は翌日とする）以降に、書類審査の結果を通知する。

##### (2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する（面接後、1箇月程度）。

6 申込みについての問合せ先

県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話 番号 (0799) 82-3455 (平日午前9時から午後5時まで)

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年12月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地              | 届出年月日       |
|-------------------|--------|----------|-------------------------|-------------|
| あきら和哉後援会          | 審良和哉   | 審良朋美     | 伊丹市寺本2-5-3 ダイソウビル<br>1F | 平成30年10月30日 |
| 新しい姫路を創る会         | 飯島義雄   | 増田光一郎    | 姫路市東延末3-23 飯島よしお事務所     | 平成30年10月17日 |
| 尼崎民主市政の会          | 尾島紘之   | 植木一夫     | 尼崎市東難波町4丁目4-11          | 平成30年10月26日 |
| 伊丹の心を育む会          | 土井秀勝   | 土井秀勝     | 伊丹市鑄物師1-104             | 平成30年10月29日 |
| 遠藤繁浩後援会           | 遠藤繁浩   | 遠藤啓子     | 明石市大久保町大久保町391-1        | 平成30年10月2日  |
| 小田和代後援会           | 小田健太   | 小田欽也     | 西宮市東鳴尾町2-9-27-501       | 平成30年10月16日 |
| 川口ジュンとみんなで未来をつくる会 | 津久井進   | 岡田英里     | 宝塚市湯本町4-4-202           | 平成30年10月1日  |
| 岸田まさと後援会          | 大地敬三   | 浜田勝義     | 伊丹市荻野8-12-8             | 平成30年10月25日 |
| 桑原健三郎後援会          | 桑原健三郎  | 巢森千津子    | 宝塚市清荒神1-17-9            | 平成30年10月23日 |
| 神戸元気ウーマンネット       | 西元美保   | 新田とよ子    | 神戸市東灘区住吉本町3-3-30        | 平成30年10月2日  |
| 神戸ビッグバンプロジェクト     | 仙波興和   | 仙波興和     | 神戸市東灘区住吉宮町2-19-20-205   | 平成30年10月16日 |
| 児玉まさじ後援会          | 三田雅一   | 榎本暉重     | 南あわじ市神代地頭方634           | 平成30年10月11日 |
| 酒井隆明を応援する会        | 酒井隆明   | 酒井隆明     | 篠山市岩崎703番地              | 平成30年10月4日  |
| 栄会                | 阿南信也   | 中村享子     | 神戸市中央区割塚通5丁目2-1         | 平成30年10月23日 |
| 新赤穂創生会            | 鶴亀隆之   | 高砂良春     | 赤穂市坂越2351-39            | 平成30年10月9日  |

|                 |        |        |                       |             |
|-----------------|--------|--------|-----------------------|-------------|
| 鈴木たかひろと伊丹をもっと良く | 後藤 依智子 | 鈴木 亜希  | 伊丹市鈴原町8-50-1          | 平成30年10月25日 |
| 高橋あこと歩む会        | 藤本 美和  | 馬 殿 翠  | 伊丹市鈴原町2丁目39-2         | 平成30年10月15日 |
| 宝塚改革本部          | 田中 大志朗 | 田中 大志朗 | 宝塚市長尾町72-1-501        | 平成30年10月3日  |
| 宝塚の未来に責任        | 田中 大志朗 | 田中 大志朗 | 宝塚市長尾町72-1-501        | 平成30年10月3日  |
| たなびき剛後援会        | 梅田 勝   | 山田 知重  | 神戸市垂水区西舞子9丁目15番23号    | 平成30年10月4日  |
| 徹志会             | 中村 毅志  | 谷村 俊之  | 神戸市東灘区住吉宮町2-19-20-205 | 平成30年10月16日 |
| 中村毅志後援会         | 後藤 彰大  | 谷村 俊之  | 神戸市東灘区住吉宮町2-19-20-205 | 平成30年10月16日 |
| 西京子後援会          | 内田 拓也  | 新田 とよ子 | 神戸市東灘区住吉本町3-3-30      | 平成30年10月2日  |
| 原たつやと芦屋の未来を考える会 | 原 達哉   | 原 恵美子  | 芦屋市打出小槌町3丁目17番501号    | 平成30年10月24日 |
| 姫路市民の健康を支援する会   | 江尻 一成  | 安部 克廣  | 姫路市北条1丁目279           | 平成30年10月17日 |
| 深田照明後援会         | 深田 照明  | 深田 英世  | 加西市下宮木町291-1          | 平成30年10月9日  |
| 宝寿会             | 風早 寿郎  | 土屋 亜倫至 | 宝塚市中山五月台4-7-12        | 平成30年10月19日 |
| 溝口達郎を育てる会       | 溝口 達郎  | 溝口 勝久  | 姫路市安田3-17             | 平成30年10月17日 |
| 百崎久枝後援会         | 百崎 久枝  | 百崎 幸男  | 小野市大島町1538番地          | 平成30年10月23日 |
| 山口光一と光輝く芦屋を創る会  | 山口 光一  | 山口 光一  | 芦屋市打出町3-11-203        | 平成30年10月12日 |
| よしだ秀夫後援会        | 吉田 秀夫  | 宮本 誠之  | 明石市魚住町西岡1111-3        | 平成30年10月2日  |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                               | 異動年月日       |
|----------------|--------|------------|------|-------------------------------|-------------|
| 国民民主党兵庫県第2区総支部 | 船川 治郎  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市兵庫区水木通1-1-2<br>福田ビル2F      | 平成30年10月20日 |
|                |        |            | 旧    | 神戸市中央区中山手通4-17-2<br>セントラルビル3階 |             |
|                |        | 代表者の氏名     | 新    | 船川 治郎                         |             |
|                |        |            | 旧    | 人見 誠                          |             |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |            | 異動年月日      |
|----------|--------|------------|------|------------|------------|
| 飯島よしお後援会 | 飯島 義雄  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市東延末3-23 | 平成30年10月1日 |
|          |        |            | 旧    | 姫路市東延末1-5  |            |
| 今栄進一後援会  | 今栄 英樹  | 代表者の氏名     | 新    | 今栄 英樹      | 平成29年6月21日 |
|          |        |            | 旧    | 今栄 進一      |            |

|                                |           |                        |   |                                |               |
|--------------------------------|-----------|------------------------|---|--------------------------------|---------------|
| 小田美根子と共に<br>明るく楽しい淡路<br>市をめざす会 | 小 田 美根子   | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名     | 新 | 小 田 美根子                        | 平成30年10月 4 日  |
|                                |           |                        | 旧 | 木 村 幸 一                        |               |
| 輝く加東をつくる<br>会(安田正義後援会<br>)     | 亀 田 隆 光   | 主たる事務所<br>の 所 在 地      | 新 | 加東市山国2014番地236                 | 平成30年10月 1 日  |
|                                |           |                        | 旧 | 加東市社3番地                        |               |
| 加藤仁哉後援会                        | 加 藤 仁 哉   | 代表者の氏名                 | 新 | 加 藤 仁 哉                        | 平成30年10月23日   |
|                                |           |                        | 旧 | 名 越 亮                          |               |
| 上谷幸美後援会                        | 上 谷 幸 美   | 主たる事務所<br>の 所 在 地      | 新 | 西宮市山口町下山口5丁目3番<br>7号           | 平成30年10月 1 日  |
|                                |           |                        | 旧 | 西宮市山口町上山口4丁目5番<br>12号          |               |
|                                |           | 代表者の氏名                 | 新 | 上 谷 幸 美                        |               |
|                                |           |                        | 旧 | 角 谷 兵 司                        |               |
| きくち憲之を励ま<br>す会                 | 鍋 島 浩 一   | 国会議員関係政<br>治 団 体 の 区 分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政<br>治 団 体        | 平成30年10月18日   |
|                                |           |                        | 旧 | 法第19条の7第1項第2号に係<br>る国会議員関係政治団体 |               |
| 富永康文と故郷を<br>活性化する会             | 富 永 康 文   | 代表者の氏名                 | 新 | 富 永 康 文                        | 平成30年 5 月 4 日 |
|                                |           |                        | 旧 | 富 永 昭 昌                        |               |
| PRU阪神政治セ<br>ンター                | 沖 信 克     | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名     | 新 | 宮 川 佳 己                        | 平成30年10月10日   |
|                                |           |                        | 旧 | 池 畑 義 人                        |               |
| 藤井ひさゆき後援<br>会                  | 藤 井 比 早 之 | 政治団体の名称                | 新 | 藤井ひさゆき後援会                      | 平成30年10月22日   |
|                                |           |                        | 旧 | 藤井比早之後援会(藤鳳会)                  |               |
|                                |           | 主たる事務所<br>の 所 在 地      | 新 | 西脇市野村町1251-3 スミレ<br>ビル1階       |               |
|                                |           |                        | 旧 | 三木市大村530-1                     |               |
| 三菱重工グループ<br>労連神船地本政治<br>活動委員会  | 梶 本 昇 司   | 代表者の氏名                 | 新 | 梶 本 昇 司                        | 平成30年10月 1 日  |
|                                |           |                        | 旧 | 野 口 昌 宏                        |               |
| 横畑和幸後援会連<br>合会                 | 横 畑 和 幸   | 主たる事務所<br>の 所 在 地      | 新 | 神戸市中央区北長狭通4丁目1<br>-12 鯉川ビル8階   | 平成30年10月13日   |
|                                |           |                        | 旧 | 神戸市垂水区川原2丁目1-16<br>-202        |               |
|                                |           | 国会議員関係政<br>治 団 体 の 区 分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政<br>治 団 体        |               |
|                                |           |                        | 旧 | 法第19条の7第1項第2号に係<br>る国会議員関係政治団体 |               |

3 政治団体の解散の届出  
その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|---------|---------|-------------|
| 秋田裕三後援会 | 秋 田 裕 三 | 平成30年10月11日 |
| 今栄進一後援会 | 今 栄 英 樹 | 平成29年12月31日 |
| 柏木剛後援会  | 村 上 匡 男 | 平成30年10月23日 |

|           |         |             |
|-----------|---------|-------------|
| 寺本はつみ後援会  | 大 限 義 彦 | 平成29年12月15日 |
| 松浦國泰後援会   | 廣 瀬 英 文 | 平成30年10月19日 |
| 安田しょうじ後援会 | 森 安 良 三 | 平成30年10月29日 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第80号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出があった。

平成30年12月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地     | 指定年月日       |
|-----------------------|---------|------------|----------------|-------------|
| 風 早 寿 郎               | 宝塚市議会議員 | 宝寿会        | 宝塚市中山五月台4-7-12 | 平成30年10月18日 |
| 加 藤 仁 哉               | 兵庫県議会議員 | 加藤仁哉後援会    | 川西市新田2丁目2番23号  | 平成30年10月23日 |
| 酒 井 隆 明               | 篠山市長    | 酒井隆明を応援する会 | 篠山市岩崎703番地     | 平成30年10月4日  |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 異動事項       | 異動内容                       | 異動年月日       |
|------------------|------------|------------|----------------------------|-------------|
| 藤 井 比 早 之        | 藤井ひさゆき後援会  | 政治団体の名称    | 新 藤井ひさゆき後援会                | 平成30年10月22日 |
|                  |            |            | 旧 藤井比早之後援会（藤鳳会）            |             |
|                  |            | 主たる事務所の所在地 | 新 西脇市野村町1251-3 スミレビル1階     |             |
|                  |            |            | 旧 三木市大村530-1               |             |
| 横 畑 和 幸          | 横畑和幸後援会連合会 | 公職の種類      | 新 神戸市議会議員                  | 平成30年10月13日 |
|                  |            |            | 旧 衆議院議員                    |             |
|                  |            | 主たる事務所の所在地 | 新 神戸市中央区北長狭通4丁目1-12 鯉川ビル8階 |             |
|                  |            |            | 旧 神戸市垂水区川原2丁目1-16-202      |             |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第2号による資金管理団体でなくなった旨の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 今 栄 英 樹          | 今栄進一後援会   | 平成29年6月20日      |

**公 安 委 員 会 告 示**

兵庫県公安委員会告示第394号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年12月21日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成31年3月23日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町40番10号  
兵庫県警察学校
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成31年1月7日（月）から同年3月13日（水）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書1通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。



ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

印鑑及び筆記用具

10 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3424

正 誤

○平成30年12月4日付け（兵庫県公報第3060号）

兵庫県告示第1025号（道路の区域の変更、供用開始等）中

| (ページ) | (行)  | (誤)      | (正)    |
|-------|------|----------|--------|
| 2     | 上から6 | 加東市社町上三草 | 加東市上三草 |
|       | 上から7 | 同 市社町上三草 | 同 市上三草 |